

令和4年11月4日

市内就労移行・定着支援事業所  
施設長 各位

横浜市障害者就労支援センター連絡会  
横浜市健康福祉局障害自立支援課  
横浜市健康福祉局障害施設サービス課

## 令和4年度 障害者就労支援センターと就労移行支援事業所との連絡会

### 実施内容

令和3年度は、11月にZoomによるオンラインで、合同勉強会を実施しました。各事業所で定着支援を担当されている方々約80名の方々に、ご参加いただき、実際の定着支援で困っていることなどをグループで共有し、有意義な時間を持つことができました。

今年度も、オンラインでの開催となりますが、参加対象者は各事業所の施設長又は、サービス管理責任者の皆様にご参加いただく連絡会としました。

労働局や横浜市から雇用動向や定着支援事業の貴重なお話をいただき、また、横浜市障害者就労支援センター連絡会からも定着支援事業の連携についてご説明させていただく予定であります。

長く事業を継続されている事業所から新規開業された事業所まで、多くの皆様にご参加いただけますようよろしくお願いいたします。

1 日 時 令和4年12月14日(水) 15:00~17:00

2 開催方法 Zoomによるオンライン(集合はありません)

3 参加対象 施設長又はサービス管理責任者、就労支援センターセンター長

※原則、1事業所1名のお申し込みでお願いします。

※定着支援事業所と移行支援事業所で責任者が異なる場合は、それぞれの方からお申し込みいただけます。

4 申込方法 横浜市電子申請・届出システムよりお申し込みください

※下記URLまたは、右の二次元バーコードよりお申し込みいただけます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c5062b3d-bf58-4484-882d-c938cb4acb70/start>



↑お申し込みはこちら

5 申込期間 令和4年11月7日(月)から21日(月)

6 連絡会内容

(1) 神奈川労働局職業対策課からの情報共有

ア. 障害者雇用の動向《20分》

イ. ハローワークの利用方法(特に専門援助部門について)《20分》

ウ. 質疑応答《20分》

- (2) 横浜市と就労支援センター連絡会からの情報共有
- ア. 健康福祉局障害施設サービス課からの国通知（就労定着支援の実施について）の解説≪20分≫
  - イ. 就労支援センター連絡会から  
既存の説明資料「就労定着支援事業所と就労支援センターとの連携について」の解説≪20分≫

**【連絡会に関する問い合わせ先】**

横浜東部就労支援センター                      センター長 小林  
電話 045-450-5181

**【横浜市電子申請・届出システムに関する問い合わせ先】**

横浜市健康福祉局 障害自立支援課 就労支援係 飯島  
電話 045-671-3992

障害者就労支援センターと就労移行支援事業所との連絡会の  
趣 旨 に つ い て

令和 4 年 11 月

横浜市障害者就労支援センターと横浜市内の就労移行支援事業所との連絡会は、平成 28 年より開催しています。

障害者就労支援センターは、就労支援力の向上を図るために関係支援機関との連携や情報共有を推進していく役割があります。関係機関と連携して支援を進めていくことは、横浜市障害者プランにも掲げられています。これを踏まえ、就労支援センターと就労移行支援事業所との連絡会が始まり、情報共有と勉強会を交互に開催してきました。

横浜市内 9 か所の就労支援センターと各就労移行支援事業所はそれぞれ事業形態は違いますが、障害者の就労支援に携わり、働きたいと考えている障害者を支えていくという共通の目的があります。

就労支援機関同士がお互いの支援を理解し、交流を深めることが、横浜市内全域での就労支援の質の向上につながるものと考え、市内の就労支援機関のネットワークを形成し、障害者就労支援の推進を図ることを目的に連絡会を開催します。

横浜市障害者就労支援センター連絡会  
横浜市健康福祉局障害自立支援課  
横浜市健康福祉局障害施設サービス課